令和８年１１月１７日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社指名停止措置について

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

下記のとおり指名停止措置を行いました。

記

１．指名停止措置業者名及び住所：株式会社シミズ・ビルライフケア
東京都中央区京橋二丁目１０番２号

２．指名停止措置期間：令和８年１１月１７日から令和９年２月１６日まで(３ヶ月)

３．指名停止措置の範囲：本社、各PCB処理事業所及び中間貯蔵管理センターに係る案件

４．事実概要
令和８年９月２８日、公正取引委員会が独占禁止法第３条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反したことを公表した。

５．指名停止措置理由
上記５社が独占禁止法第３条に違反したことは、「指名停止措置要領」の別表第２第４号（独占禁止法違反行為）に該当する。

「指名停止措置要領」別表第２第４号（独占禁止法違反行為）

措置要件	期間
（独占禁止法違反行為） ４　指定区域内において、業務に関し独占禁止法第３条又は第８条第１号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第１１号に掲げる場合を除く。）	当該認定をした日から ２ヵ月以上 ９ヵ月以内

以上